

マックス・ヴェーバー研究

—ヨーロッパ社会学史の一齣—

A Study on the Sociological of Max Weber

山 川 基
小笠原 真
(奈良教育大学名誉教授)

1. はじめに——問題意識の所在

ここで取り上げるマックス・ヴェーバー (Max Weber, 1864-1920) といえば、「社会科学の巨人」⁽¹⁾ とか「現代社会科学の巨人」⁽²⁾ とか、また「20世紀最大の社会学者」⁽³⁾ とか「世界で最高の社会学者」⁽⁴⁾、さらには「20世紀の人文社会科学に大きな影響を及ぼした現代社会学の父」⁽⁵⁾ と評価されているように、ヨーロッパ社会学史を展開するに当たっては、決して見落とすわけにはいかない巨匠であることに疑う余地はなからう。ところが、私達の一人が、ヴェーバーに関しては二著すなわち『ヴェーバー宗教社会学の新展開』(有斐閣、2003年)と『ヴェーバー社会学の新展開』([株]ユニテ、2010年)を広く世に問うているので、ここでは次の点に限定して執筆を進めることにしたい。

まず、ヴェーバーの社会科学は、科学的社会主義の祖つまりカール・マルクス (Karl H. Marx, 1818-83) による歴史の体系的構造理論をまさに批判し克服するために書かれたものである、と言われる⁽⁶⁾。すなわち、このことを敷衍すれば、ヴェーバーはマルクスの諸概念や歴史の発展法則を一定の問題意識によって構成された一つの「理想型」(Idealtypus)として、その発見的価値を十分に認めながらも、経済(「下部構造」=「土台」)以外の諸要因、特に宗教および政治(「上部構造」)という要因、もっと正確に言えば、宗教および政治の領域における「社会的行為」の動機から、歴史的生起の因果連関を理解しようとした。ここに彼の社会学の中核を形成する「宗教社会学」(Religionssoziologie)と「支配(政治)の社会学」(Soziologie der Herrschaft oder politische Soziologie)とが成立するのである⁽⁷⁾。

そこで、限られた紙数にあって私達は彼の死後7部10巻の論文集のなかから、『宗教社会学論集』(*Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*)の第1巻に収められた単一論文としては最も科学的論争を呼んだ「プロテスタントの倫理と資本主義の精神」(*Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus*)およびその姉妹編の、「プロテスタントの諸教派と資本主義の精神」(*Die protestantischen Sekten und der Geist des Kapitalismus*)と『経済と社会』(*Wirtschaft und Gesellschaft*)の第一部第3章の「支配の諸類型」(*Die Typen der Herrschaft*)および第2部第9章の「支配の社会学」(*Soziologie der Herrschaft*)にもつばらスポットをあててみたい。そして、

彼の『宗教社会学論集』からは、「なぜ近代資本主義は近代ヨーロッパにだけ成立したのか？」⁽⁸⁾を解明する過程で、近代経済社会の大きな特徴は金銭欲にあり、その極めて強烈な金銭欲をもつ主体の行動が支配的な役割を演じるという、所謂通俗の見解を徹底して批判している点を明らかにしてみたい。また、彼の「支配の諸類型」や「支配の社会学」からは正当的支配の三類型としてヴェーバーが挙げるあまりにも有名な「カリスマ的支配」(charismatische Herrschaft)、「伝統的支配」(traditionale Herrschaft)、そして「依(合)法的支配」(legale Herrschaft)について分析検討し、併せて「依(合)法的支配」の純粋型たる「官僚制(的)支配」を「家産制的官僚制」から「近代官僚制」への歴史的発展において吟味検討してみたい。そして、「近代官僚制」の功罪についても一瞥を与えたい。

2. ヴェーバーの生涯と業績

マックス・ヴェーバーの生涯についての詳細は、彼の夫人マリアンネ(Marianne Weber,1870-1953)による十分にかつ共感を込めた浩瀚な伝記において考察されているのでそれに譲り、ここでは簡単に述べることにしたい。

さて、マックス・ヴェーバーは1864年4月21日ドイツのチューリンゲン州の一都市エルフルトで、7人の弟妹の長男としてこの世の生を享けた。そして、長男であったが故に父と同姓同名のマックス・ヴェーバー(Max Weber)を名乗ることとなる——4歳年下のアルフレート・ヴェーバー(Alfred Weber,1868-1958)も文化社会学と歴史社会学の分野で多くの業績を残している——。長じて彼はハイデルベルク、ベルリン等四つの大学で、当時名声噴々たる教授達について法律学を極めるかたわら、歴史学・経済学・哲学等をも学び、学問的志向を伸ばしていった。さらに、卒業後のヴェーバーは司法官試補として裁判所に勤務する一方、ベルリン大学の大学院で研究を続けた。そして、その成果が認められ、1889年にはイタリアとスペインの史料を駆使して書き上げた「中世商社会社史論」(Zur Geschichte der Handelsgesellschaften im Mittelalter)により博士号を、92年には「ローマ農業史の国法的小よび私法的意義(Die römische Agrargeschichte in ihrer Bedeutung für das Staats- und Privatrecht)」により教授資格を、ベルリン大学から授与された。しかもこれらの研究は審査に立ち会った教授達の絶賛を博したもので、その結果ヴェーバーは直ちに同大学の私講師そして員外教授として立つこととなった。また、その後の1893年には、彼は30歳の若さでフライブルク大学の経済学担当の正教授に推挙されている。そして、3年後の96年には、あの歴史学派の巨匠カール・G. A. クニース(Karl G.A.Knies,1821-98)の後任としてハイデルベルク大学に移ることとなる。しかも、そこでは同大学の神学部教授エルンスト・トレルチ(Ernst Troeltsch,1865-1923)との邂逅のあったことも見落とせない。ところが、偉丈夫で豪放、酒場で夜を徹して痛飲したあの逞しい青年もやがて心身の不調に悩まされるようになり、神経性疾患から1899年の冬には辞表を提出している⁽⁹⁾。

とはいえ、このような病気との戦いのなかでも、ヴェーバーの学問的生産力は極めて旺盛だった。何となれば、彼は先にも述べたように1889年の「中世商社会社史論」から学問的著

作を開始するが、この処女作にあっても既に海上商業と陸上商業の区別などを通して特殊ヨーロッパ的なものに対する熱い関心を示し、その後の業績においてもアジアとヨーロッパ、南ヨーロッパと北ヨーロッパ、東ヨーロッパと西ヨーロッパの対照という形で焦点はしぼられており、この点において彼は抽象的合理性よりも歴史的個性への関心において歴史学派の流れに棹さしていたといえる。けれどもヴェーバーは決して歴史学派の方法に無批判的に従ったわけではない。何となれば、彼の1903年の論文「ロッシャーとクニースと歴史的国民経済学の論理的諸問題」(Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie)は歴史学派の概念が自然法則的な類概念であるために、自らの立場を裏切っていることを鋭く批判しているからである⁽¹⁰⁾。

そして、神経性疾患から立ち直ったヴェーバーは、エドガー・ヤッフエ (Edger Jaffé) やヴェルナー・ゾンバルト (Werner Sombart, 1863-1941) と一緒に『社会科学および社会政策年報』(Archiv für Sozialwissenschaft und Sozialpolitik) の編集を引き受け、同誌に1904年から05年にかけて発表した「プロテスタント主義の倫理と資本主義の『精神』」(Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus) と、同じく04年の「社会科学および社会政策的認識の『客観性』」(Die "Objektivität" sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis) の二論文は、まさに彼の学問の確立を宣言したものである。

すなわち、前者についての詳細な考察は次節のヴェーバーの『宗教社会学論集』——特に「プロテスタント主義」——に譲り、ここでは彼の西ヨーロッパ文明の意味についての関心、別言すれば、なぜ近代資本主義は西ヨーロッパにのみ成立したのかを解明する過程で、歴史的個体の構造分析にまで深化させることに成功している点のみ付記しておこう。また、後者の「社会科学および社会政策的認識の『客観性』」は前者の視座を可能にするための方法と用具を完成させたものである。それというのも、19世紀末の著しく資本主義化が進められていたドイツにあって、当時の社会政策学会のなかの一部の学者が、資本主義の揚棄、社会主義化の方向を教壇から主張し始めた。これに対して、研究者が自己の研究を進めるに際しては、自らが信ずる一定の価値や信条から脱して、客観的・科学的でなければならないとした「価値自由」(Wertfreiheit)、別言すれば「価値判断排除の理論」をヴェーバーは主張したのである。しかも、ここでの重要な問題は科学における客観性をいかに堅持するかにあり、事実の尊重=即自性の強調にあったのである。

また、文化科学において使用される概念の特殊性をめぐって、ヴェーバーが強調した基礎概念に「理念型」(Idealtypus) のあることも見逃してはならない。つまり、彼の理念型論のねらいは、グスタフ・シュモラー (Gustav Scholler, 1838-1917) とカール・メンガー (Karl Menger, 1840-1921) の間の方法論争に象徴される、歴史主義的個性と自然主義的抽象性の対立を、歴史主義の観点より調停する点にあった。すなわち、ヴェーバーは歴史学派に倣って歴史的現象の個性こそが、文化科学における抽象的概念の不可避性をも肯定するものであった。それ故、彼の云う「理念型」は多くの個体から共通要素をかき集めた類概念ではなく、

歴史的個体と言う対象の価値連関と共に分析者の価値関心をも意識化することによって、その個性のままに把握することを許すものである⁽¹¹⁾。

なお、ヴェーバーは最晩年の1918年にはウィーン大学の客員教授、そして19年6月には次節で見る論敵ルヨ・ブレンターノ (Luyo Brentano, 1844-1931) の後任としてミュンヘン大学の正教授となっている。ところが翌年の6月14日肺炎のため急死する。

このように見てくると、56年という決して長いとはいえない彼の生涯にあって、ヴェーバーが大学の教壇に立ったのはせいぜい十数年に過ぎなかった。しかしながら、上述した学問的視座と方法の確立の延長線上で、ヴェーバーは各種の含蓄のある論文をはじめ、学会での激しい論争、学会誌の編集、新聞への寄稿、政治的発言、そしてヴェーバー・クライスと呼ばれる自宅のサロンでの個人的接触等を通して、同時代人に広範な感銘と畏敬の念を呼び起こし、また後世の人びとにもしばしばマルクスと並び称されるような影響を与えてきた。それ故、彼は単に現代社会学の確立者といわれるだけでなく、20世紀の代表的な人文社会学者であり思想家でもあったと評価される所以である。

しかしながら、その反面「ヴェーバーの仕事が幅広く、結果として断片的であり、『偉大なトルソー』に終わったということもあって、彼の仕事を全体として評価することは極めて難しい」⁽¹²⁾ といった声も確かに聞かれる。けれども、この点は幸い彼の死後夫人のマリアンネによって編集された7部10巻からなる論文集、つまり前出の『宗教社会学論集』と『経済と社会』に加えて、『政治論論集』 (*Gesammelte politische Schriften*, 1921)、『学問論論集』 (*Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, 1922)、『社会経済史論集』 (*Gesammelte Aufsätze zur Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 1924)、そして『社会学、社会政策論集』 (*Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, 1924) という形で世に問われている。

3. ヴェーバーの『宗教社会学論集』——特に「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」と「プロテスタンティズムの諸教派と資本主義の精神」を中心に

この節ではヴェーバーの『宗教社会学論集』全3巻の劈頭を飾り、また彼の全著作中最も科学的論争を呼んだ「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」とその姉妹篇に当たる「プロテスタンティズムの諸教派と資本主義の精神」に専らスポットをあててみたい。

まず、社会科学で「アカデミック」という言葉から連想される具体的イメージは、本文よりも脚注の方が多く長い論文や著書を書くというジョークがあるほど、この「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」という論文に一瞥をあたえる時、その脚注の多さと長さには驚かされる筈である。だが、その点はともかくとして、ヴェーバー自身の語るところによれば、この論文は「そもそも一つの経済形態における『経済心情』 (*Wirtschaftsgesinnung*) の、すなわち『エートス』 (*Ethos*) の成立が特定の宗教的信仰内容によってどの程度制約されるものであるか、という最も把握困難な側面における一つの重要側面に接近せんとして、これを近代経済のエートスと禁欲的プロテスタンティズムの合理的倫理との関連という具体例に

ついて行ってみた」⁽¹³⁾ ものである。しかもそれはすぐ次に明言しているように、複合的因果関係の一面——つまり、宗教的信仰内容→経済倫理(エートス)という一面的因果関係⁽¹⁴⁾——が、禁欲的プロテスタンティズムと近代経済のエートスとの連関の把握において遂行されたにすぎない。

そこで、彼はまず職業統計および信仰統計の示す史実より、近代的企業における資本家および企業経営者のうち、プロテスタントによって占められている数字は、カトリックに対して著しく高い比率を示している事実を突き止め、近代資本主義社会の基底をなす経済的合理主義とプロテスタンティズムとの間に、宗教的な深い因果関係の存在することに注目する⁽¹⁴⁾。また、彼は「資本主義の精神」(Geist des Kapitalismus)を「ほとんど古典的な純粹さ」で表現しているものとして、18世紀におけるアメリカのベンジャミン・フランクリン(Benjamin Franklin,1706-90)の処世訓を挙げている。つまり、彼は自らの資本を増加させることが各人の義務だと考えたが、このような「資本主義の精神」は単に人間の貪欲から生れるものではなく、人間の宗教観あるいは倫理観に裏打ちされているのである。人は「生まれながらにして」出来るだけ多くの貨幣を得ようと願うものではなく、むしろ簡素に生活すること、つまりは慎ましくも質素な生活を続け、それに必要なものを手に入れることだけを願うにすぎない⁽¹⁵⁾。

ところで、14、5世紀イタリアの中部都市フィレンツェは当時資本主義的発達の世界的中心地であったが、そうした場所でも利潤の追求は道徳上危険視されていた。しかるに、フランクリンの活躍した18世紀のペンシルヴェニアでは、利潤の追求が道徳上賞賛されたばかりか義務とまでみなされるようになった。このような変化は歴史上どのように説明されうるだろうか。そこでまず登場するのが宗教改革の立役者マルティン・ルター(Martin Luther,1483-1546)の職業観念である。すなわち、ドイツ語のBerufや英語のCallingは「聖詔」と「職業」の二重の意味を持っているが、これらの言葉のなかに含まれる「世俗的職業こそ聖詔に基づく使命なり」という観念や用語法は、ルターから新たに始まったものである。しかるに多面で、彼は「各人がひとたび神より与えられた職業と身分のうちに原則としてとどまるべきである」と説くかぎり、その思想ははまだ「経済的伝統主義」に立脚しているといわざるを得ない⁽¹⁶⁾。

そこで、ヴェーバーはルターおよびルター派の信仰からカルヴィニズムをはじめ禁欲的プロテスタンティズムの諸派の教理へと分析を進め、特にカルヴィニズムの「予定説」(Prädestinationslehre)に注目する。何となれば「予定説」とは人間の救済と断罪はこの世の素行や悔い改めなどとは一切関係なく、予め神によって決められているというものである。しかも神は絶対であるところから人びとが神に選ばれているか、それとも呪われているかを知ることは出来ない。信徒は深刻な不安の感情に陥らざるをえない。疑惑を拭い去り自らが選ばれた者とみなしなければならない。そういう自己確信に到達するために天職への献身が奨励された。つまり、神はこの世の職業への献身を説くのみならず、職業において成功することは神の誉めるところであり、かつ神に選ばれている外的徴証ともなるからだ。かくして、カルヴィニスト達は自らを神の道具と信じ禁欲的に天職に献身して、不安を鎮めるとともに救い

の自己確信を高めるほかなかったのである⁽¹⁷⁾。

ところで、資本主義の推進力となったのはこのような労働観と共に、プロテスタンティズムのなかでも特にピューリタニズムに見られる「禁欲主義」(Asketismus)であった。聖書には人間は神の恩寵によって与えられた財貨の管理者に過ぎないとも記されている。それ故、人間は委託された財産に義務を負っており、財産が大きければ大きいほどよいとされるところから、人間は神の栄光を増すためにも不断の労働で財産を増加させる責任もますます重くなる。こうした精神構造は、まさに禁欲的プロテスタンティズムにおいて、はじめて確固たる倫理観となったのである⁽¹⁸⁾。

要するに、ヴェーバーはプロテスタンティズムの禁欲的職業倫理と資本主義の形成との間に深い因果関係の存在することを、上述したように禁欲的プロテスタンティズム→近代経済のエートス、という一面的因果関係の分析を通して見事に探し当て、禁欲的プロテスタンティズムの諸派の栄えた地方、つまり西ヨーロッパにおいてのみ近代資本主義の精神が成立したと解するのである。

しかしながら、マックス・ヴェーバーは1904年8月招待を受けて米国を訪問するが、その際の一週間の予定を大幅に延ばし、4カ月に及ぶ宗教生活に関する観察が「プロテスタンティズムの諸教派と資本主義の精神」(1906年)を生み出している。しかも、この論文はプロテスタンティズムの内包する政治的・社会的な倫理を、アメリカ合衆国を舞台に描き出す点で、内容的にも丁度「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」と補完的な関係にある。そこで、この論文についてもここで考察してみると、彼は一方で量的のみならず質的にも秀でた宗教的国土のアメリカ合衆国にあって、20世紀初頭までクエイカー派やバプティスト派などに代表されるプロテスタンティズムは、ヨーロッパのような「国家教会」(Staatskirche)としてではなく、すぐれて「教派」(Sekte)の形態をとって普及したとみなすと同時に、他方で19世紀半ばのアメリカ合衆国では公的には何等かの「教派」に属さぬ人口が6パーセントに過ぎず、しかもそれに属することから生じる経済的負担を見れば、ドイツ系移民の労働者の場合年収1,000ドルのうち80ドルが教会献金であって、それは今日ドイツ労働者がこれほど負担できるとは到底信じられないほどの高額であった、と主張する。では、今述べた後半の部分の何が可能ならしめたであろうか。彼の答えは次のようなものである。つまり、アメリカ合衆国では宗教の主要な形態は「教会」ではなく「教派」だからであり、しかもそれが「普遍的」でなく「排他的」だからである。そして、この「排他的」であることこそあらゆる生活条件の変化にも拘わらず、内的・外的に一定の優越性を固持し得たのである、⁽¹⁹⁾と。

このように、禁欲的諸教派の一員であるためには、人は「教派」成員としての特質の所有を神の前で「証明」するばかりか、さらに仲間の前に不断に「証明」しなければならないという社会的圧力の下に置かれていたことが、ヴェーバーによって解明されたのである。それ故、この論文にあってかれの云う「教派」とは、まさに宗教生活と経済生活の「結び目であ

り、かつ資本主義の精神的陶冶^{とうや}の場であると言えよう⁽²⁰⁾。と同時に、禁欲のプロテスタンティズムの諸派の栄えた地方は、さきの西ヨーロッパに加えてアメリカ合衆国にも及び、そこでも近代資本主義の精神が成立した、とヴェーバーは解したのである。

その後、ヴェーバーは1915年から19年にかけて発表した「世界諸宗教の経済倫理——比較宗教社会学試論——」(Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen : Vergleichende religionssoziologische Versuche)を『宗教社会学論集』の第1巻から2巻および第3巻において原書で1157頁にわたって詳述している。また、『経済と社会』のなかの第Ⅱ部第5章「宗教社会学——宗教の共同体関係の諸類型——」(Religionssoziologie : Typen religiöse Vergemeinschaftung)も原書で137頁に及ぶかなり長い論文である。そして、後者の論文は比較宗教社会学のための理論編といってもよいものである。何故ならば、宗教の発生および展開、その担い手と社会層の関係、世界宗教の救済方法などの理論的な考察、さらには呪術と宗教の区別、そしてそれらに対応する呪術師と祭司との区別、預言者という存在とその社会的役割、カリスマの概念、神義論、そして救済方法の諸類型などの主要な諸概念を吟味検討しているからである⁽²¹⁾。

それ故、ここでは前者の「世界宗教の経済倫理」(副題省略)にあつて、所謂「禁欲のプロテスタンティズムの諸派の栄えた地方、つまり西ヨーロッパおよびアメリカ合衆国においてのみ、近代資本主義の精神が成立した」というテーゼを、いわば間接的に証明すべく、「なぜ近代資本主義したがって近代資本主義の精神は、西ヨーロッパおよびアメリカ合衆国以外の地域ではどうして成立しなかったか」を究明している箇所のみを、幾分検討することでとどめておきたい。

まず、そこでは中国の宗教として儒教と道教、インドの宗教としてヒンドゥー教と仏教、そして古代パレスチナの宗教として古代ユダヤ教などをヴェーバーは取り上げている。そして、例えば官僚層を担い手とする儒教、カースト制度におけるバラモン(祭司)階級を中心とするバラモン教のように、社会層と宗教思想の関係を論じているが、残念ながらいずれの場合も未だ「呪術からの解放」(Entzäberung)別言すれば「合理化」(Rationalisierung)を達成することが出来ず、したがっていずれの地域も資本主義が発達しなかったことを詳述している⁽²²⁾。

なお、本節を終えるにあたって、以上に見てきたヴェーバーの諸論に対して種々の批判のあることも付記しておきたい。まず、巨視的観点よりわが国の比較経済史家大塚久雄(1907-96年)が命名したいわゆる「資本主義精神起源論論争」があり、いわゆるヴェーバーやトレルチのように、資本主義精神の思想的源流を宗教改革的禁欲に求める「禁欲説」とルヨ・ブレンターノやゾンバルトのように、それをルネサンス的解放に求める「解放説」とがあり、このような論争は10年の単位で再燃し、今日に至っている⁽²³⁾。次いで、微視的観点からは、特に「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」に対して、(1)歴史家の一部からの異議、すなわちヴェーバーの解釈のもとになっている経験的な証拠が狭すぎるうえに十分に典型的とは言えない。(2)資本主義とプロテスタンティズムの間の厳密な関係が定式化されてい

ないという批判、(3)資本主義と矛盾しない伝統的なカトリックの教えの要素もまた存在したという反論、(4)宗教改革後のカトリック内部からの近代化をめざした発展をヴェーバーはことさら無視したとする主張、(5)資本主義は一方で商品の浪費を要求し、他方で未来の投資のための儉約を要求する点で矛盾しており、この二つのうち、プロテスタンティズムの禁欲主義は後者を促進するが、前者は享楽主義 (hedonism) を必要とするといった見解も散見する⁽²⁴⁾。けれども、こうした種々の批判に耐えてヴェーバーのテーゼが生き続けてきたのは、わが国の社会学者小室直樹 (1932-2010) の指摘する「ヴェーバーが歴史に刻んだ業績、研究のスケールは余りに大きく、ヴェーバーの後を継ぐほどの人材は未だ現れない。マルクスの思想はイデオロギーとなって政治を動かしたが、ヴェーバーの資本主義論はこれに匹敵するくらい偉大且つ画期的なものである」⁽²⁵⁾ からであろう。

4. ヴェーバーの『経済と社会』——特に「支配の諸類型」と「支配の社会学」を中心に——

まず、マックス・ヴェーバーの主著をめぐっては彼の遺著『経済と社会——社会経済学体系——』 (*Wirtschaft und gesellschaft : Grundriss für Sozialökonomik*, I. II. III, 1921-22) を編集した時、彼の夫人マリアンネが序文の冒頭でこの著作を彼の主著と命名したために、長い間この見解が自明視されてきた。ところが未だ東西分裂の頃の西ドイツの社会学者フリードリッヒ・H. テンブルック (Friedrich H. Tenbruck, 1919-90) が、1975年の『ケルン社会学および社会心理学雑誌』 (*Kölnier Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*) に発表した「マックス・ヴェーバーの業績」 (*Das Werke Max Webers*) という論文の劈頭で、「私が本稿で示そうと思うのは、われわれが『経済と社会』こそマックス・ヴェーバーの主著であるという仮説を自明視してきたために、そのことで適切なヴェーバー理解が妨げられていたということである」と述べ、そこでは1904年から05年の「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」論文から死に至るまでの、ヴェーバーの全活動期を覆う『宗教社会学論集』こそ彼の主著であると提言している⁽²⁶⁾。ヴェーバーの主著をめぐっては、『宗教社会学論集』と『経済と社会』とに意見が分かれるほど、この二著は、同時代人はもとより後学にも多大な影響を与え続けてきた。そこで、ここで私達は、彼のもう一つの主著『経済と社会』に幾分分析検討の矛先を向けてみよう。

まず、この研究はヴェーバーが、1909年に同国の経済学者シェーンベルク (Gustav F. Schönberg, 1939-1903) 編『経済学事典』の新版『社会経済学講座』 (*Grundriss der Sozialökonomik*) の編集者として、歴史学派とオーストリア学派の架橋を企図しようとした点に起因する。そして、その編者序文で彼は「経済の発展が特に生の一般的な合理化の独自の部分現象である」と主張し、『経済と社会諸秩序および社会的諸力』の巻を担当することとなる。ところが、未完に終わり、死後夫人のマリアンネが草稿群『経済と社会』として初版から第3版までを出版したが、このマリアンネ版に異論を唱えたヨハネス・ヴィンケルマ

ン (Johannes Winckelman) が第4版と第5版において大幅な組み換えを試みた。このヴィンケル版に対しても異論があるが、この著作がヴェーバーの宗教社会学的研究と並んで社会学と言う学問の基礎となる国際的な共有財産の一つであることに変わりはない。

さて、『経済と社会』に盛り込まれた業績は経済社会学、都市社会学、音楽社会学といった「専門社会学」のすべてにとって、そしてまた、これら諸領域の内部で細分化された多くの個別研究部門——例えば官僚制の社会学、政党社会学、階層形成ならびに流動性の研究——にとって、この大著は現今の諸研究を基礎づけたり、あるいは確証するためのバイブルとなっている⁽²⁷⁾。とはいえ、本稿では紙数の制限もあって、「宗教社会学」と共に彼の社会学の二本柱を形成する「支配の社会学」、しかもその個別研究部門の「官僚制の社会学」に専らスポットをあててみたい。

さて、ヴェーバーは、支配の構造の問題をヴィンケルマン編集 (=ヴィンケルマン版) の遺著『経済と社会——理解社会学概説——』 (*Wirtschafts und Gesellschaft : Grundriss der verstehenden Soziologie*) では第1部第3章「支配の諸類型」 (Die Typen der Herrschaft) と第2部第9章「支配の社会学」 (Soziologie der Herrschaft) の2論文において論述している。その際、前者の論文は原書で55頁であるのに対して、後者の論文は同じく原書で328頁つまり6倍にも及ぶ長文であるところから、それを便宜上「主論文」と呼び、前者のそれを「副論文」と呼ぶことにしたい。

では、ヴェーバーが「支配の社会学」のもとで展開する所論にあって、私達はまず彼の次のような文脈に注目してみたい。すなわち「一切の経験から推して、いかなる支配もその存続のチャンスとして、たんに物質的またはたんに情緒的あるいはたんに価値合理的な動機をもってみずから足れりとするものではない。それどころか、あらゆる支配は『正当性』への信念を喚起し、育成しようと努める」⁽²⁸⁾ と。しかも、これはまさにヴェーバーの支配の社会学の根底をなす思考であって、それゆえ当然支配の類型に関する分類も、この「正当性」 (Legitimität) への信念という意味類型の分類から出発することになる。すなわち、この意味類型はあまりにも広く知られたところではあるが、まず「依(合)法的支配」 = 「合理的支配」に始まり、次いで「伝統的支配」を経て、そして「カリスマ的支配」で終わる三つの純粋型に大別される。

しかも、ドイツの社会史家ヴォルフガング・J.モムゼン (Wolfgang J. Mommsen, 1930-) が、これら三つの純粋型は「ヴェーバーの普遍的な理解社会学のもっとも成熟した、かつ精緻を極めた部分」⁽²⁹⁾ であると評価しているので、ここではヴェーバー自身の言葉でもって三者を区別する試みに着目してみよう。やや長文ではあるが彼は次のように記す。つまり、「命令に権威を与える原則に三つのものがある。第一の場合にあっては、命令権の妥当な根拠は成文化された合理的規則の体系のうちに公示される。すなわち、この体系の規則は、規則によって資格ありとされた者が服従を要求する限り、一般的拘束力を持った規範として遵守されることとなる。この場合命令権の個々の担い手たる人びとはこの合理的な規則の体系によ

って権威が与えられ、その権力は、その執行がこの規則に従ってなされる限り、正しきものとして権威を有する。服従は規則に対してなされ、私人に対してなされるものではない。第二の場合にあっては、命令権が妥当する根拠は、私人の権威に存するが、この権威の基礎はさらに、伝統は神聖なりとの観念にある。つまり、この伝統の神聖の感情が特定の私人に対する全人的服従を命ずるのである。第三の場合には、命令権の妥当の根拠は非凡なもの、この世のものとは思われぬ有難きものへの献身に存する。すなわち、カリスマ——さまざまの預言者あるいは英雄のそれ——への信仰に基づく。さて、支配構造の『純粹な』基本類型は以上の三つに照応するのであり、歴史的現実の中に見出される諸々の形態は、これらの基本類型の結合・混合・同化および変化から生れてくるのである」⁽³⁰⁾と。

そこで、ここでは上述の彼の支配の三類型についての説明を裏返し、つまりは発生順に若干の補足説明を加えておこう。

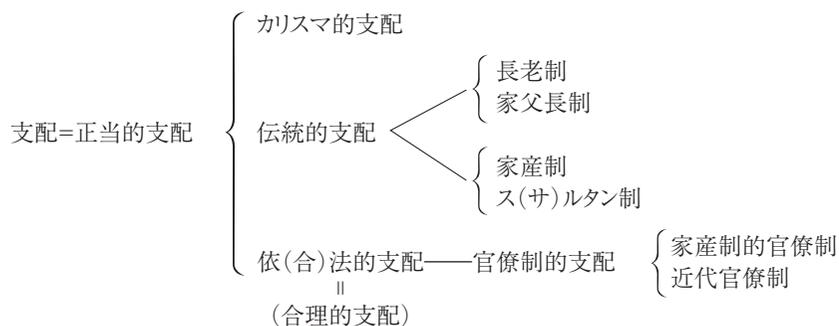
まず、「カリスマ的支配」(charismatische Herrschaft)は非日常的な性格をもつ支配のことであって、発生的にも構造的にも最も原初的な支配形式であると考えて差し支えあるまい。もともと、伝統的支配のもとでも、また依(合)法的支配のもとでも、それは非日常的な革命運動として登場し、存続しようという条件付きではあるけれども。またカリスマ的支配はもっぱら指導者のもつ天賦の資質つまりカリスマ性と、これに対する信奉者の人格的な服従の自発性に支えられるだけで、確固とした組織はもたないし、日常的な基礎の上に立つ財貨の調達方式に依存しない。それだけに、その支配関係は構造的にも財政的にも極めて不安定である。ところが、カリスマ的支配が永続的に組織されるに伴い、既存秩序に対するその革命的意義は薄らぎ、いわゆる日常化の現象が生ずる。この日常化の過程は後継問題と絡んで行われるが、官職カリスマや世襲カリスマの発展は、行政幹部成立の固定化や官職に付随する諸種の権利の専用、さらには行政手段の調達方式をもたらし、ここに真正カリスマ的情勢は冷却して日常的秩序のなかに没し去る⁽³¹⁾。

次いで、「伝統的支配」(traditionale Herrschaft)はその正当性が古くから伝えられた秩序や領主権力の神聖さに基づき、また基づくと信ぜられる支配のことをいう。そして、この支配には「長老制」(Geronkratie)および「家父長制」(Patriachalismus)と、「家産制」(Patrimonialismus)および「ス(サ)ルタン制」(Sultanismus)とが区別される。このうち前の二つのものは領主の個人的行政幹部が欠如している場合であり、後の二つのものは領主の純個人的行政幹部および軍事幹部が存在する場合である。つまり、幾分説明を加えれば、「長老制」は一般に支配が団体のなかで行われるかぎり、最年長者が真正な伝統に最も精通する者として支配を執行する状態である。また、「家父長制」は大抵一時的に経済的かつ団体内で、通常確固たる継承的規則にしたがって一定の個人が支配を執行する状態である。これに対して「家産制」は一時的に伝統的に方向づけられているはあるが、完全な専権によって執行される支配の状態であるとしておきたい。また、「ス(サ)ルタン制」は領主権が最高度に行使される場合であって、伝統に拘束されない自由な恣意の範囲内で一時的に行われる家産制的支配の状態

である⁽³²⁾。

そして、「依（合）法的支配」（*legale Herrschaft*）はその正当性が法規化された秩序や命令権への信念に基づく支配のことをいい、「合理的支配」（*rationale Herrschaft*）ともいう。また、依法的支配の最も純粋な型は「官僚制的支配」（*bürokratische Herrschaft*）であって、これは官僚制的行政幹部によって行われる支配である。ところで、依法的支配の純粋型たる官僚制的支配において、官吏任用の指名の原則が、最も純粋に機能し最も純粋に実現されることはいうまでもない。なお、この「官僚制」（*Bürokratie*）にも「家産的官僚制」（*patrimoniale Herrschaft*）と「近代官僚制」（*modern Bürokratie*）とが区別される。このうち前者の家産制的官僚制は奴隷のように不自由な官吏によって行われるものであり、古代エジプトや中国社会や絶対王制に見られた前近代的な官僚制である。なかでも絶対王制下のそれは「家産制的後期官僚制」と名づけられる。これに対して、後者の「近代官僚制」は契約による任命、したがって自由選択によって行われるものであり、近代ヨーロッパ社会に主として見られるものである。そして、近代官僚制が本来の官僚制であることはいうまでもない⁽³³⁾。それ故、ヴェーバーの支配の社会学が最も力点をおいたのも、この近代官僚制の成立過程の分析であり、またその特質の解明などであったので、この点に関しては後程検討することにした。なお、以上長々と述べてきたところを図示すれば次のようになろう。

図 ヴェーバー「支配の社会学」における「正当的支配の3つの純粋型」



さて、ヴェーバーが「支配の社会学」で最も力点を置いたのは「官僚制」についての論考であり、まず、「官僚制化」（*Bürokratisierung*）という現象を次のように定義する。すなわち、「官僚制化とは『共同社会的行為』（*Gemeinschaftshandeln*）を合理的に秩序づけられた『利益社会的行為』（*Gesellschaftshandeln*）に転移させる明確な方法である」⁽³⁴⁾。しかも、彼のこのような認識の背後には、ヴェーバー独自の「歴史観」（*Geschichtsbild*）の働いていることを私達は決して見逃してはならない。つまり、人間の歴史というものは神秘的なものから経験的かつ合理的なものへ、もっと端的にいえば「呪術からの解放」へと徐々に進み、高度の科学と普遍的な合理性への時代へと進展していくものである。そして、この歴史観に基づ

いて官僚制はすべての事務に適用されうる最も効率的な組織であるばかりか、西欧文明の維持のためにも不可欠のものであり、それ故、この普遍的な「官僚制化」は少なくとも「近代化」(Modernisierung)と「合理化」(Rationalisierung)の尺度であるとヴェーバーは解するのである⁽³⁵⁾。

次いで、ヴェーバーは「近代官僚制」が生じ発達する諸条件として以下の点を指摘する。すなわち、第一に「貨幣経済」の発達が官僚主義化の前提である。第二に行政事務の量的発達であって、これは政治の領域とりわけ大国家および大衆政党によって必然的に顕在化してくる。第三に行政事務の質的变化であって、近代国家において文化は極めて複雑なものとなり、行政一般に対する国民の要求が増大しかつ多面化するとともに、このような事態が生ずる。第四に官僚制組織が進出する決定的な理由は、「精確、迅速、明確、文書に関する精通、摩擦の減少、物的および人的費用の節約」という一文に象徴されるように、その純粹技術的卓越性である。第五に行政手段の集中であって、官僚制構造は首長の手中所ける物的経営手段の集中と相携えて発達する。そして第六に社会的差別および社会的差別の少なくとも相対的な水準化に基づいて支配権を獲得するからである⁽³⁶⁾。

続いて、ヴェーバーは「近代官僚制」に特有な機能様式を次のように把握する。すなわち、第一に「規則」(Regel)つまり法規や行政規則によって、一般的な形で秩序付けられた明確な官庁的「権限」(Kompetenzen)の原則が存在する。第二に「職務体系」(Amtshierarchie)と「審庁順序」(Instanzenzug)の原則が存在する。第三に近代的な職務執行は原案または草案という形で保存される書類つまり「文書主義の原則」(Prinzip der Aktenmächtigkeit)に基づいて行われ、その任に当たるものはあらゆる種類の下僚や書記からなる「幹部」(Stab)である。官庁に勤務する官吏の総合は、それに対応する物財や文書の設備とともに「役所」(Büro)を構成する。第四に職務活動は通常特別の専門的訓練を前提とする。第五に完全に発達した職務では、職務上の活動は官僚の全労働力を要求してくる。そして、第六に官僚の職務遂行は一般的な規則にしたがって行われる⁽³⁷⁾。

そして、上述してきたすべてのことが、官僚の内的および外的地位に対し、次のような結果をもたらす点についても、ヴェーバーは言及する。すなわち、第一に官僚は「天職」(Beruf)である。第二にそれにも拘わらず官僚の個人的地位は次のような形をとる。(イ)公的なものであれ私的なものであれ、近代の官僚も被支配者に比して明らかに高い身分的な「社会的尊敬」を常に求め、しかも大抵の場合にはそれを享受する。(ロ)官僚制的な官吏の純粹型は上位の審庁によって任命される。第三に「地位の終身性」であって、これは通常少なくとも公的組織やそれに近い官僚制的組織のうちに見られ、その他の組織でも漸次その方向に向かいつつある。第四に官僚は通常固定した「俸給」という形の貨幣支給をうけ、恩給によって老後の保証を受ける。そして第五に官僚はより重要性が少ない給料の安い「下」の地位から「上」の地位に至る「経路」を目差している⁽³⁸⁾。

しかしながら、マックス・ヴェーバーが論考した機能合理性の極致と見る——上述した「精

確、迅速、明確、文書に関する精通、云々」という一文にシンボライズされているように——近代官僚制の理論については、その後、例えば「実はそれは楯の一面にすぎない」⁽³⁹⁾とか、あるいはまた「ヴェーバーの関心は比較文化というマクロ・レベルにおける権威のタイプとそれに対応する行政システムを考えることにあり、官僚制を組織の内部構造としてさらに、ミクロ・レベルで具体的に展開するものではなかった。従ってその後の組織研究者の課題は、企業や工場といった現実の個々の組織にとって操作的な概念として官僚制を追求することであった」⁽⁴⁰⁾と指摘されるように、理論の立場からもあるいは現場の経験の立場からも、幾多の反論が生じてきたことは当然と言えば当然すぎることであった。

そこで、本来ならばそうした所論の検討も当然求められるが、紙数の関係もあってここではたんに文献のみ挙げておきたい。まず、アメリカの理論社会学者ロバート・K. マートン (Robert K.Merton,1910-2003) が名著『社会理論と社会構造』(Social Theory and Social Structure,1949)、において、第2部第6章「ビューロクラシーの構造とパーソナリティ」という一章を設け、特にその第2部「ビューロクラシーの逆機能」(Dysfunctions of Bureaucracy)に関する主張は、明らかにヴェーバーの「ビューロクラシーの順機能」に対する楯の半面を示したものである⁽⁴¹⁾。次いで、このマートンを恩師の一人とするアメリカの産業社会学者アルヴィン・W. ゴールドナー (Alwin W.Gouldner,1920-81) は、五大湖近くの中規模都市レイクポートにある石膏会社の225人の事務所を三年間にわたって実証的な調査研究をおこない『産業官僚制の諸類型』(Patterns of Industrial Bureaucracy,1955) という労作を書いた。これはまさに上記のヴェーバー批判の第二に関するものである⁽⁴²⁾。

5. おわりに——残された課題

ドイツの哲学者カール・ヤスパース (Karl Jaspers,1883-1969) がマックス・ヴェーバーに捧げたその評伝のなかで、「彼の生きた時代の真の哲学者」として彼を推奨し、そして政治家、学者、哲学者としての彼の思想の「実例」を示した後、それを「ドイツ的な本質」という漠然とした言葉でまとめ⁽⁴³⁾、また、イタリアの哲学者カルロ・アントーニ (Karlo Antoni,1896-1956) も、その著『歴史主義から社会学へ』(Dallo historicismo alla sociologia,1940)において、彼を「ヴィルヘルム時代ドイツのもった最も豊かでまた最も力強い人物の一人」⁽⁴⁴⁾と評しているのを見ても、このヴェーバーという人物をその全業績との関連で、一つのまとまった「全体像」として捉えることが、いかに至難であるかを物語っている。それは丁度巨峰を仰ぎ見ることが出来ても、その全貌を容易に明らかにし得ないのと同じである⁽⁴⁵⁾。

そこで私達もまさにこのような認識の下、本小稿では単に『宗教社会学論集』のなかの「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」とその姉妹篇に当たる「プロテスタンティズムの諸教派と資本主義の精神」とに専らスポットをあて、また『経済と社会』にあっては「支配の諸類型」と「支配の社会学」のみを俎上にのせたに過ぎない。それ故、ここで例えばヴェーバーの『学問論論集』を取り上げてみると、そのなかには「ロッシャーおよびクニース

と歴史的国民経済学の論理的諸問題」(Roscher und Knies und die logischen Probleme der historischen Nationalökonomie)をはじめ、「社会科学のおよび社会政策的認識の『客観性』」(Die “Objektivität” sozialwissenschaftlichen und sozialpolitischer Erkenntnis)や「理解社会学の若干のカテゴリー」(Über einige Kategorien der verstehenden Soziologie)、「社会学および経済学の『価値自由』の意味」(Der Sinn der “Wertfreiheit” der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften)など、ヴェーバー社会学的方法的基礎に内在する鍵概念——例えば「理解」(Verstehen)、理念型 (Idealtypus)、「価値自由」(Wertfreiheit)——があり、それらのなかには第2節で若干触れたものもあるが、当然稿を改めて検討しなければならない。

また、1917年いわゆる「ロシア革命」が勃発すると、彼の政治問題についての発言も活潑になり、その一つに1918年7月ウィーンとオーストリア軍将校を前に行った講演「社会主義」(Das Sozialismus)がある。彼はそこでは官僚制の過程を普遍的なものとして捉えることによって、マルクスとは異なって資本主義と社会主義の連続性を強調するとともに、マルクスの提案する生産手段の社会化によって階級闘争が終止符を打つことは決してない、と反論している⁽⁴⁶⁾。それ故、旧ソヴィエト連邦が崩壊した今日、モスクワのルムンバ大学歴史学教授であったが、1972年西ドイツに亡命したミハイル・S. ヴォスレンスキー (Michael S. Voslensky, 1917-91) が、1980年度のヨーロッパ最大のベストセラーとなった『ノーマンクラツラ——ソヴィエトの赤い貴族——』(Nomenklatura : Die herrschend Klasse der Sowjetunion, 1980)を世に問うている。そこで彼は「現存社会主義社会には、生産手段の『国有』ないし『社会有』以外に法的な所有形態は存在しないから、生産手段の所有を通じての支配・被支配の関係は生まれぬ」という主張をフィクションとして退け、ノーマンクラツラは生産手段を超独占的に管理することによって、労働者階級を支配し、その労働の成果を取得していると説く。そして、当時のソヴィエトは共産党員1700万人中僅か4パーセントの70万人がノーマンクラツラを形成し、一党独裁による官僚制国家が現出していることを指摘する⁽⁴⁷⁾。それ故、このような論証はまさにヴェーバーの慧眼を改めて確認させるものであり、そうした意味でも彼の「社会主義」論を問うことも、私達に残された課題の一つである。

註

- (1) 樺山紘一ほか編『人物20世紀』(講談社、1998年)において、宮島喬が記述する「マックス・ウェーバー」の箇所(211頁)。
- (2) 『朝日新聞』(1970年6月12日夕刊)において、内田芳明が記述する「マックス・ウェーバーの現代的意義——死後五〇年によせて——」の記事。
- (3) 猪木武徳が朝日新聞社編『世紀の巨人・虚人』[(『二十世紀の千人』第1巻)、朝日新聞社、1995年]に記述する「マックス・ウェーバー」の箇所(41頁)。
- (4) 富永健一『社会学講義』(中公新書、1995年)、285頁。
- (5) 井上順孝編『現代宗教事典』(弘文堂、2005年)において、岩井洋の記述する「ウェー

- ーバー」の項（42頁）。
- (6) 内田芳明「経済と宗教——宗教倫理の階級的制約性の問題——」大塚久雄ほか著『マックス・ヴェーバー研究』（岩波書店、1965年）、285頁。高島善哉・中村貞二「マックス・ヴェーバーの人と思想と学問」安藤栄治ほか編『マックス・ヴェーバーの思想像』（新泉社、1969年）、20頁等参照。
 - (7) 高島・中村、前掲論文、20頁参照。
 - (8) 安部行蔵「ヴェーバー プロテスタンティズムの倫理と資本主義の『精神』」『ウェーバーの思想』（桑原武夫ほか編『世界思想教養全集』18、河出書房新社、1962年）、422頁。
 - (9) 高島・中村、前掲論文、12-13頁。マリアンネ・ウェーバー著、大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』（新装第1刷、みすず書房、1987年）における「年表」（527-540頁）参照。
 - (10) 今村仁司編『現代思想を読む事典』（講談社現代新書、1988年）において、湯浅赳男が記述する「ウェーバーの思想」の箇所（80-81頁）参照。
 - (11) 同上。
 - (12) 猪木、前掲論文、41頁。
 - (13) Max Weber, *Vorbemerkung, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. I, 1920 ; 6.Aufl., 1972, S.12.
 - (14) 田中真晴「因果性問題を中心とするウェーバー方法論の研究」安藤ほか編『マックス・ヴェーバーの思想像』（新泉社、1969年）、230頁参照。
 - (15) Max Weber, *Die protestantische Ethik und der Geist des Kapitalismus, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. I, 1920 ; 6.Aufl., 1972, S.33. (大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』岩波文庫、1989年、43-44頁)。
 - (16) *A.a.O.*, S.76. (同、125-126頁。)
 - (17) *A.a.O.*, S.84-163. (同、138-288頁。)
 - (18) *A.a.O.*, S.163-205 (同、289-371頁。)
 - (19) Max Weber, *Die protestantischen Sekten und der Geist des Kapitalismus, Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd., I, 1920 ; 6.Aufl., 1972, S.207-236. (中村貞二訳「プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神」『世界の大思想』Ⅱ一七、河出書房、1968年、83-114頁。)
 - (20) 中村貞二「解題、ウェーバー、プロテスタンティズムの教派と資本主義の精神」『世界の大思想』Ⅱ一七、河出書房、1968年、396頁。
 - (21) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft* のなかの Johannes Winckelmann 編集の Zweiter Teil, Kapitel V. *Religionssoziologie*, 1972, S.245-381. (武藤一雄ほか訳『宗教社会学』創文社、1976年、3-337頁)

- (22) Max Weber, Die Wirtschaftsethik der Weltreligionen, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd., I, II, III. 1920-21 ; 8 Aufl., I . S.237-573, II. 1-378. III. S.1-442.
- (23) 大塚久雄『大塚久雄著作集』第8巻(岩波書店、1969年、421-422頁。Schmuel N.Eisenstadt, *Political Sociology of Modernization*, 1967. (萩原宣之ほか訳『近代化の政治社会学』みすず書房、1968年、102-103頁。)
- (24) Nicolas Abercrombie, Stephen Hill and Bryan S. Turner, *The Penguin Dictionary of Sociology*, 1984, 3rd ed., 1994. (丸山哲史監訳・編集『新しい世紀の社会学中辞典』ミネルヴァ書房、1996年。264-265頁。)
- (25) 小室直樹『経済学をめぐる巨匠たち』(ダイヤモンド社、2004年)、140-141頁。
- (26) Friedlich H. Tenbruck, Das Werk Max Webers, *Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie*, Jg. 27/4. Heft, 1975, S.663-702. (住谷一彦ほか訳『マックス・ヴェーバーの業績』未来社、1997年、11-94頁)
- (27) Dirk Käsler, *Einführung in das Studien Max Webers*, 1978. (森岡弘道訳『マックス・ウェーバー——その思想と全体像——』三一書房、1981年、197-198頁。)
- (28) Max Weber, Soziologie der Herrschaft, *Wirtschaft und Gesellschaft : Grundriss der verstehenden Soziologie*, Bd. I, 1921 ; 5. Aufl., 1976, besorgt v.J. Winckelmann. (浜島朗訳『権力と支配』みすず書房、1954年、4頁)
- (29) Wolfgang Mommsen, *The Age of Bureaucracy : Perspectives on the Political Sociology of Max Weber*, p. 73. (徳永新太郎訳『官僚制の時代——マックス・ヴェーバーの政治社会学——』未来社、1984年、100頁。)
- (30) Max Weber, Soziologie der Herrschaft, *Wirtschaft und Gesellschaft : Grundriss der verstehenden Soziologie*, Bd. I, 1921 ; 5. Aufl., 1976, S.549-550. (世良晃志郎訳『支配の社会学』I、創文社、1960年、29頁。)
- (31) Max Weber, Typen der Herrschaft, *Wirtschaft und Gesellschaft : Grundriss der verstehenden Soziologie*, Bd. I, 1921 ; 5. Aufl., 1976, S.124. (世良晃志郎訳『支配の社会学』I、32-59頁。)
- (32) Max Weber, Die Typen der Herrschaft, S.124. (同訳書、10-11頁)。それにヴェーバー著、浜島訳、前掲訳書、「訳者はしがき」1-16頁。Der Soziologie Der Herrschaft, S.551-558. (同訳書、32-59頁。)
- (33) Max Weber, Die Typen der Herrschaft, S.124. (世良訳、前掲訳書、32-59頁)。阿閉吉男「官僚制の諸問題——ウェーバーの所説を中心として」『理想』第249号(理想社、1954年)、49-55頁など参照。
- (34) Max Weber, Soziologie der Herrschaft, S.569-570. (浜島訳、前掲訳書、308頁。)
- (35) Günter Abramowski, *Das Geschichtsbild Max Webers : Universalgeschichte am Leitfaden des okzidentalen Rationalisierungsprozesses*, 1966, S.1-190. (松代和郎訳『マックス・ウェー

- ーバー入門——西洋の合理化過程を手引きとする西洋史——』創文社、1983年、1-288頁。）
- (36) Max Weber, *Soziologie der Herrschaft*, S.556-571. (浜島訳、前掲訳書、275-307頁。)
- (37) *A.a.O.*, S.551-552. (同訳書263-266頁。)
- (38) *A.a.O.*, S.552-556. (同訳書、266-275頁。)
- (39) 徳永恂・厚東洋輔『人間ウェーバー』(有斐閣、1995年)において、編者の徳永が「序論」で指摘する箇所(14頁)。
- (40) 伊藤元重ほか編『日本経済事典』(日本経済新聞社、1996年)において、野中郁次郎がⅡ「企業組織」において指摘する箇所(791頁)。
- (41) Robert K.Merton, *Social Theory and Social Structure*, 1949, 2nd. ed., 1957, pp.198-199. (森東吾ほか訳『社会学理論と社会構造』みすず書房、1961年、181-183頁)。なお、マーティンの「ビューロクラシーの逆機能」については、森岡清美ほか編『新社会学辞典』(有斐閣、1993年)において、間場寿一が記述する「官僚主義」の項(235頁)も参考になるので、参照願いたい。
- (42) Alvin W.Gouldner, *Patterns of Industrial Bureaucracy*, 1955, pp.18-180. (岡本秀昭・塩原勉訳編『産業における官僚制』(ダイヤモンド社、1963年、6-196頁。)
- (43) Karl Jaspers, Max Weber : Deutsches Wesen im politischen Denken im Forschen und Philosophieren, *Schriften an die Nation*, 4, 1932. (樺俊雄訳『マックス・ウェーバー』創元社、1950年、1-147頁。)
- (44) Kario Antoni, *Dílo storicismo alla sociología*, 1940. (讃井鉄男訳『歴史主義から社会学へ』未来社、1959年、148頁。)
- (45) 増田四郎「マックス・ウェーバー」『一橋論叢』第41巻第4号(一橋大学一橋学会、1959年)77-89頁参照。
- (46) Wolfgang J. Mommsen, Max Weber : *Gesellschaft, Politik und Geschichte*, 1974. (中村貞二ほか訳『マックス・ヴェーバー——社会・政治・歴史——』未来社、1977年、257頁参照。)
- (47) Michael S.Voslensky, *Nomenklatura : Die herrschend Klasse der Sowjetunion*, 1980. (佐久間穆、船戸満之訳『ノメンクラトゥーラ——ソヴィエトの赤い貴族——中央公論社、1981年、9-505頁。)

